	1991 1972	適格	分割] #	手 (Ξ	ょ	る	*	整理番号		
份斯署受付分		一括償却資	産の引	継き	ずに関	す	る届は	書出	*	連結グループ整理番号		
	7		提出法人		(フリ)	ガナ)			-			
			□単体法人	納 税 地		等						
<u> </u>	城 年 月	日					地	₹		電話()	_	
					(フリ:	(フリガナ) き 者 氏 名						
				代表								(1)
				代表	表者	住	所	〒				
		務署長殿		事	業	種	目					業
連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等								 *	整理番号		
		<u> </u>	(局			3	署)	税	部門			
	本店又は主たる 事務所の所在地	電話	() —			IJ	石)	務署	決 算 期		
	(フリガナ)	干							処	業種番号		
	代表者氏名								理欄	/ III V		
	代表者住所									整理簿		
人載	事業種目							業		回付先	□ 親署 = □ 子署 =	
適格分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記												
適格分割等に係る分割承継法人等		法人名等	<u>:</u>									
		納 税 地	1									
		代表者氏名										
適格	分割等の日								年 月 日			
分割承継法人等に 引き継ぐ一括償却資産		一括償却資産を 事業の用に供し た事業年度						: :			•	•
		帳簿価額					P P					
		一括償却対象額	Į				円			円		円
(その他参考となるべき事項)												

規格 A 4)

 $^{\tiny\textcircled{\tiny{1}}}$

確認

印

年月日

※稅務署

処理欄

税理士署名押印

部門

決算

期

業種

番号

整理

簿

備考

通信日付印

適 格 分 割 等 に よ る 一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、 適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の最後の分配を除きます。) をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資 法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に一括償却資産を引き継ぐことについて、法 人税法施行令(以下「法令」といいます。)第133条の2第8項《適格分割等による一括償却資 産の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出 等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人 にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者任所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第133条の2第7項第2号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
 - (4) 「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。
 - (5) 「一括償却対象額」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る 法令第133条の2第1項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は現物分配法 人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してく ださい。
 - (6) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割等により分割承継法 人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明 等を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。